

令和5年 北信越柔道選手権大会

開催要項

新型コロナウイルス感染症の対応策について

標記大会では、無観客で開催し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、会場に入場する選手、指導者、大会・競技役員等すべての入場者が健康観察表及び体調チェックシートを提出することをお願い致します。これらの結果に基づき参加可否を判断致します。詳細は別紙、健康記録表兼同意書の提出・新型コロナウイルス感染症検査についてをご覧ください、参加願います。

また、今後指針の更新に当たり、大会要項を変更する可能性がございます。

大会開催に向けて準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、中止になる場合がございますので予めご了承ください。

1. 主催 北信越柔道連盟
2. 主管 新潟県柔道連盟
3. 後援 朝日新聞社
4. 期日 令和5年3月5日(日) 午前9時30分 開会式 (8:00 開館)
5. 会場 謙信公武道館(新潟県立武道館)
〒943-0176 新潟県上越市戸野目古新田 375 Tel:025-520-8897
6. 出場資格 (1) 出場選手は各県3名とする。但し開催県は4名とする。
(2) 日本国籍を有し、全日本柔道連盟に登録している者。
(3) 各県選出選手は、所属する県柔道連盟を通して、令和3年度の全日本柔道連盟登録手続きを行っており、その県において居住、勤務、在学いずれかの条件を満たしていること。
(4) 卒業、転勤等により、実体の伴う現住所の変更、勤務する会社、通学する学校の所在地に変更がある場合には、変更先の地区から出場することができる。ただし、この場合、速やかに登録変更の手続きを行わなければならない。
(5) 地区予選への出場は、1地区に限る。
(6) 選手は、背部にゼッケン(苗字、所属名)を縫い付けること。
7. 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定(2020-2022)及び全日本柔道選手権大会申し合わせ事項に準じて行う。
(2) 試合時間は4分間とする。試合時間内でスコアに差がない場合はGSによる時間無制限の延長戦とする。
・GSにおける指導の判定は先に指導3になった選手が反則負けとする。
(3) スコアは「一本」「技あり」「有効」の3種類とし、「技あり」が2つで合せ技「一本」とする。
・抑え込みの時間は20秒で「一本」・15秒以上で「技あり」・10秒以上で「有効」とする。
(4) 罰則等その他については、国際柔道連盟試合審判規定(2020-2022)にて行う。
(5) 全柔連柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣・下穿・帯)を着用すること。柔道衣の大きさ又は規格が規定に合わない場合は出場を認めない。(主催者は予備の柔道衣は用意しない)
8. 試合方法 (1) 試合はトーナメント戦により、1位の選手を決定する。敗者復活戦により、2位、3位選手を決定する。
9. 表彰 (1) 1位、2位、3位を表彰する。

- (2) 1位、2位選手を全日本柔道選手権大会の北信越地区代表選手とする。3位選手を補欠とする。
10. 参加申込 各県ごと別添申込書により下記2ヶ所宛、令和5年2月10日(金)(必着)までに申し込むこと。
- (1) 新潟県柔道連盟事務局
〒957-8555 新潟県十日町市本町西 1-203
十日町高等学校内 池 裕司 TEL:025-752-3575・Fax:025-757-8997
- (2)北信越柔道連盟事務局
〒950-2035 新潟市西区新通 1072 番地
日本文理高等学校内 河内 亮 TEL:025-260-1000・Fax: 025-260-5112
11. 組合せ 令和5年3月4日(土)主催者において組み合わせ抽選を行う。なお、前年度の全日本選手権大会出場者をシード選手とする。
12. 審判会議 令和5年3月5日(日)8時30分から大会会場において行う。
13. 練習会場 令和5年3月4日(土)、大会会場 において午後1時～5時まで練習を行うことができる。
14. 宿 泊 選手の宿舎については各自で確保すること。
15. そ の 他(1) 試合中の負傷については、応急手当のみ主催者が行い、その他一切の責任を負わない。
- (2) 選手は、全日本柔道連盟登録証、健康保険証を持参すること。
- (3) 大会に参加する場合は健康チェック表を各県で取りまとめ大会事務局へ提出すること。
- (4) 選手1名につき1人の帯同者を認めるが、帯同者も選手同様健康観察表及び体調チェックシートを提出すること。
- (5) 皮膚真菌症(トングランス感染症)については、発病の有無を各県の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については迅速に医療機関において適切な治療を受けること。尚、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会へ出場出来ないことがある。
- (6) 脳震盪対応について、選手及び指導者は次の事項を厳守すること。
- ア 大会一ヵ月以内に脳震盪を受傷した者は脳神経外科の診断を受け、出場の許可を得ること。
- イ 大会中に脳震盪を受傷した者は、その後の当該大会への出場は認めない。
- ウ 上記のいずれかに該当する選手がいる場合、指導者は必ず大会事務局に事故報告書を提出すること。